ハ　その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営が行われていること等の一定の要件に該当するもの

(2)　特定外国関係会社の範囲に次のいずれにも該当する外国関係会社を加える。

イ　各事業年度の非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が一〇パーセント未満であること。

ロ　各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が五〇パーセント未満であること。

(3)　減算した金額について、部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除く。）に係る部分合算課税の対象となる特定所得の金額に加える。

イ　収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額

ロ　支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額

(4)　内国法人が合算課税の対象となった外国法人等から受ける剰余金の配当等に係る二重課税調整について、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書（改正前確定申告書等）に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額等を記載した書類の添付がある場合に限り、適用を受けることができることとする等の見直しを行う。

(5)　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

(6)　その他所要の措置を講ずる。

(七)　合併等に係る適格要件及び被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件の改正に伴い、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四の三、第三七条の一四の四、第六八条の二の三、第六八条の三及び第六八条の一〇九の二関係）

(1)　企業グループ内の一定の内国法人間で行われる合併等のうち、合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある外国法人（特定軽課税外国法人又は特定軽課税外国法人の親法人である外国法人に限る。）の株式を対価とするものは、適格要件を満たさない。

(2)　個人又は法人が、適格合併等に該当しない合併等により合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある外国法人（特定軽課税外国法人又は特定軽課税外国法人の親法人である外国法人に限る。）の株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益を計上する。

(3)　非居住者株主が合併等により合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益を計上する。

4　資産課税

(一)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六九条の四関係）

(1)　特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前三年以内に新たに事業の用に供された宅地等（一定の規模以上の事業を行っていた被相続人等の当該事業の用に供されたものを除く。）を除外する。

(2)　被相続人が個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度に係る贈与をしていた場合又は被相続人から相続若しくは遺贈により財産を取得した者が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、当該被相続人に係る特定事業用宅地等については、本特例の適用を受けることができない。

(二)　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の二関係）

(1)　信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができない。

(2)　信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く。）において、受贈者が当該贈与者からその死亡前三年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

イ　当該受贈者が二三歳未満である場合

ロ　当該受贈者が学校等に在学している場合

ハ　当該受贈者が雇用保険法に規定する教育訓練を受けている場合

(3)　教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が三〇歳に達した場合においても、その達した日において右記(2)ロ又はハのいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において右記(2)ロ又はハのいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年一二月三一日又は当該受贈者が四〇歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。

(三)　直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については本措置の適用を受けることができないこととした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の三関係）

(四)　次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を一八歳以上（改正前二〇歳以上）に引き下げることとした。（租税特別措置法第七〇条の二の五、第七〇条の二の六、第七〇条の二の八、第七〇条の七及び第七〇条の七の五関係）

(1)　直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

(2)　相続時精算課税適用者の特例

(3)　非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

(五)　特例事業受贈事業用資産を贈与により取得した特例事業受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者（その年一月一日において二〇歳以上（平成三四年四月一日以後は、一八歳以上）である者に限る。）であり、かつ、その贈与者がその年一月一日において六〇歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとした。（租税特別措置法第七〇条の二の七関係）

(六)　農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、特定貸付けの範囲から農地利用集積円滑化事業のための貸付けを除外することとした。（租税特別措置法第七〇条の四の二及び第七〇条の六の二関係）

(七)　個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予制度を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第七〇条の六の八～第七〇条の六の一〇関係）

(1)　贈与税の納税猶予

特定事業用資産を有していた者が特例事業受贈者に当該特定事業用資産の全ての贈与（平成三一年一月一日から平成四〇年一二月三一日までの間の贈与で、最初の本制度の適用に係る贈与及び当該贈与の日から一年以内の贈与に限る。）をした場合には、担保の提供を条件に、当該特例事業受贈者が納付すべき贈与税額のうち、特例受贈事業用資産の課税価格（贈